

2022年8月25日

関係各位

(公財) 日本卓球協会
ルール・審判委員会

マッチ中のラケットの破損に対する対応について（通知）

このことについて、7月23日（土）に実施しました第3回全国公認レフェリー・上級公認審判員研修会（オンライン）の質疑の際にありました下記の質問に対する回答に不備がありましたので、その後の委員会の検討を踏まえ、見解をお示しいたします。

記

1. ご質問の骨子

マッチ中、故意に破損したラケットは交換も修理をする時間も認められていないが、タイムアウトをとって修理を行うという申し出があった場合、許されるのか。

2. 見解

(1) タイムアウトやゲーム間の休憩時間中に修理をすることはルール上、否定されていない。つまり、修理は可能である*。

*偶然折れた場合は、ルール 2.4.2.4「競技領域に自分で持込んであった別のラケット、または競技領域内で手渡されたものと交換しなければならない」と定められているのでラケット修理とはならない。

(2) タイムアウト中やゲーム間の休憩時間中にラケットをベンチに持ち帰ることは、主審が認めれば可能である*。主審がベンチに持ち帰ることを許可しないこともあり得るが、その場合はテーブルのそばで行うことになるが、道具・材料等の持ち込みはできない。ただし、修理のためにラケットをベンチに持ち帰ることを主審が拒否する理由は普通ないと思われる。

*根拠 日本卓球ルール 2.4.2.5

「主審の許可がない限り、競技者はマッチにおける休憩時間中、タイムアウト中及び中断されている間は、自分のラケットをテーブル上に置いておかねばならない。（以下略）」

(3) 故意に破損させた場合、スペアラケットへの交換は認められないので、修理することを要求することはあり得るが、柄が取れているということは、（柄を除く）ラケット本体（ブレード）と柄との連続性が損なわれていることになるので、そのラケットが試合で使える状態になっているかどうかを慎重にチェックしなければならない。修理が終了して点検し、主審が合法性に疑問を持った場合は、審判長の判断を仰がなければならない。

審判長は、修理した部分が万が一にも外れて、それが相手に向かって飛んでいたり、審判員に向かって飛んでいたり、観客席に飛んでいたりする可能性がないことに確信を持って慎重に判断する必要がある。

以上